

# 大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲
	<b>883円</b> (平成28年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者

産 業	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗 料 製 造 業	<b>912円</b> (平成28年11月4日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務  (1)18歳未満又は65歳以上の方  (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方  (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方
鉄 鋼 業	<b>908円</b> (平成28年11月30日)	
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事に用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	<b>894円</b> (平成28年11月24日)	
自動車・同附属品製 造	<b>892円</b> (平成28年11月30日)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>885円</b> (平成28年11月30日)	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	<b>885円</b> (平成28年11月30日)	
自動車小売業	<b>884円</b> (平成28年11月30日)	

◎ 発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

◎ 裏面もご参照ください。

★経営・労務管理でお悩みの 中小企業等事業主の皆さまへ  
 詳細は裏面の「ワン・ストップ無料相談のお知らせ」をご覧ください！

## 大阪労働局

労働基準部賃金課	06-6949-6502	東大阪労働基準監督署	06-7713-2025
大阪中央労働基準監督署	06-7669-8726	岸和田労働基準監督署	072-498-1012
大阪南労働基準監督署	06-7688-5580	堺労働基準監督署	072-340-3829
天満労働基準監督署	06-7713-2003	羽曳野労働基準監督署	072-942-1308
大阪西労働基準監督署	06-7713-2021	北大阪労働基準監督署	072-391-5825
西野田労働基準監督署	06-7669-8787	泉大津労働基準監督署	0725-27-1211
淀川労働基準監督署	06-7668-0268	茨木労働基準監督署	072-604-5308

**1**

賃金は、実際に支払われる賃金から次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
- (3) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (4) 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

**2**

最低賃金額は時間額で定められていますので、時間給以外(月給など)で支払われている場合は、時間額に換算して最低賃金額と比較する必要があります。

賃金の支払われ方による最低賃金額との比較方法は次のとおりです。

- (1) 時間給制の場合 ▶  $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- (2) 日給制の場合 ▶  $\text{日給} \div \text{1日の平均所定労働時間(時間額に換算)} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- (3) 月給制の場合 ▶  $\text{月給} \div \text{1か月の平均所定労働時間(時間額に換算)} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

**3**

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法により無効となります。

**4**

最低賃金額未満の賃金を支払った場合は、罰則が適用されます。

(注)地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。

#### 最低賃金についてご不明の点がありましたら

大阪労働局労働基準部賃金課 または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

大阪労働局では最低賃金を含めた各種情報をホームページに掲載しています。

URL : <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

### 業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

詳しくは大阪労働局雇用環境・均等部企画課助成金第一係(電話06-6941-4630)または、下記の大阪府最低賃金総合相談支援センターまでお問い合わせください。

### 中小企業等事業主向けワン・ストップ無料相談

支援事業として、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業等事業主の皆様の経営課題や労務管理のご相談窓口を設けております。

ご相談の内容によっては、専門家の派遣も行っております。

### 大阪府最低賃金総合相談支援センター

〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館

TEL : 0120-939-248

FAX : 06-4800-8177

(平成28年11月)